

報告案件

建築基準法第51条ただし書の規定による 処理施設の用途に供する建築物の 敷地の位置について

令和4年11月10日(木)

枚方市 都市整備部 開発指導室 審査指導課

1. 建築基準法第51条の概要

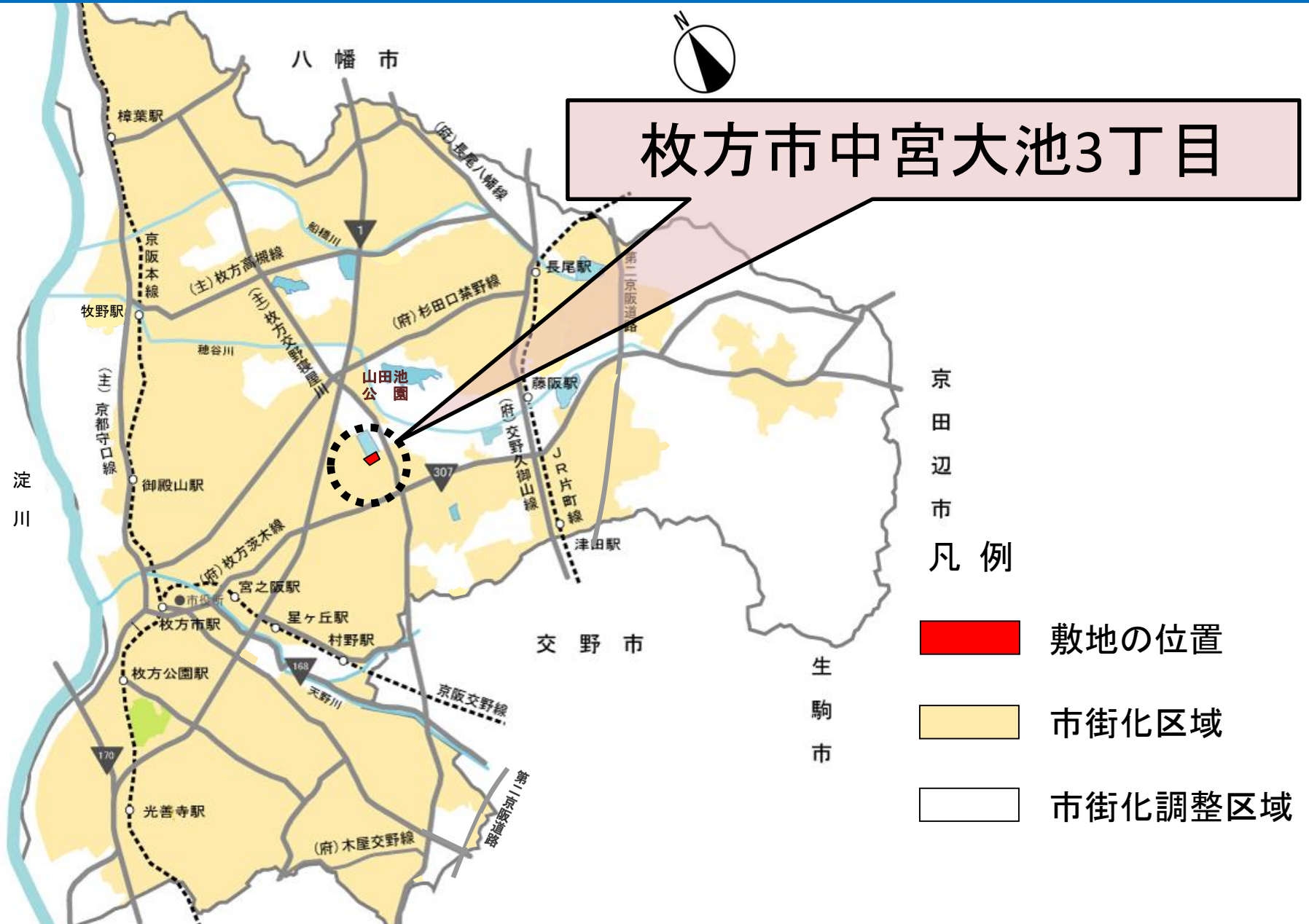
報5
(報11)

法第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

2. 本計画の概要 【敷地の位置】



2. 本計画の概要 【処理施設の概要】

項目		内容
敷地面積		約3,400㎡
延べ面積	既設建物	約1,500㎡
	計画建物	0㎡



土地利用計画図

2. 本計画の概要 【処理施設の概要】

報5

項目	内容
許可を要する 処理施設の 種類	◇産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破砕施設 19.6t/日(うち既設4.5t/日)
処理方法	【処理工程】 受入⇒保管⇒選別⇒ 破砕 ⇒保管⇒搬出 ①マテリアルリサイクル 良質な廃プラスチック類は破砕し、 再資源化 を行う。 ②サーマルリサイクル 汚れや油脂類が混在した廃プラスチック類は、破砕を行い、 焼却発電原料 や セメント原料化 する。

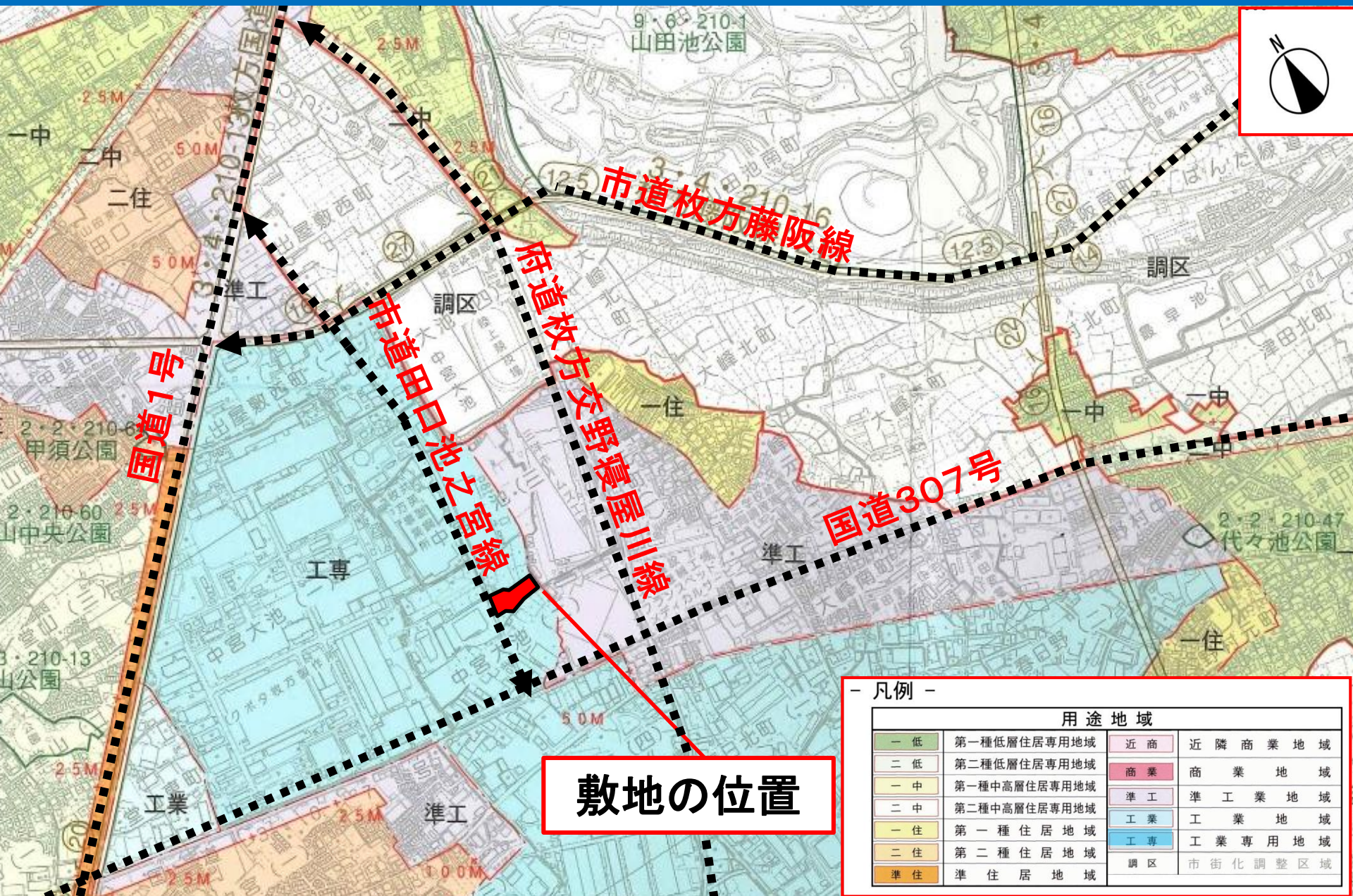
2. 本計画の概要 【施設の現況写真】

報5



左奥の建物：工場棟
右手前の建物：事務所棟

3. 周辺の土地利用

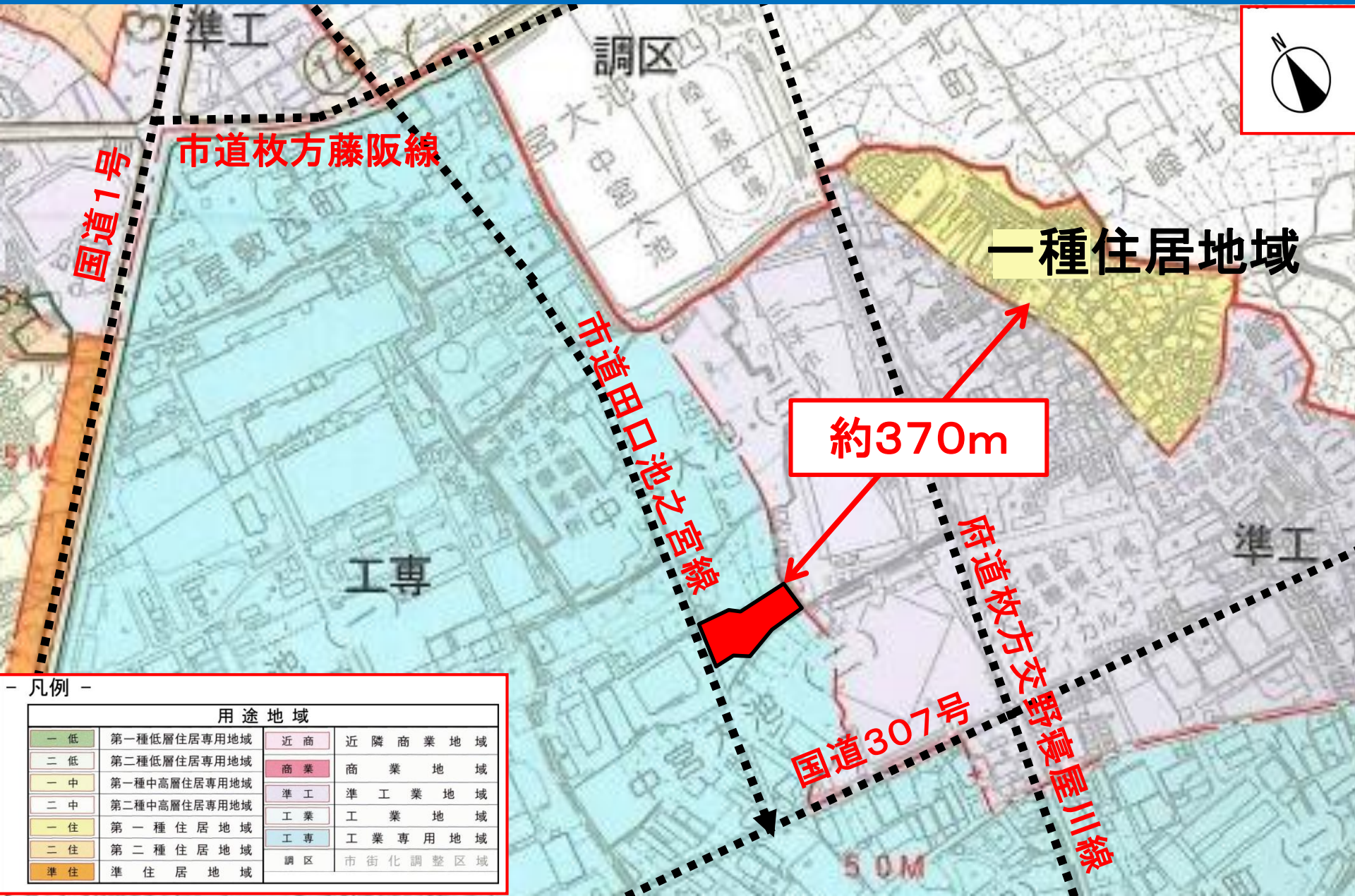


敷地の位置

- 凡例 -

用途地域			
一低	第一種低層住居専用地域	近商	近隣商業地域
二低	第二種低層住居専用地域	商業	商業地域
一中	第一種中高層住居専用地域	準工	準工業地域
二中	第二種中高層住居専用地域	工業	工業地域
一住	第一種住居地域	工専	工業専用地域
二住	第二種住居地域	調区	市街化調整区域
準住	準住居地域		

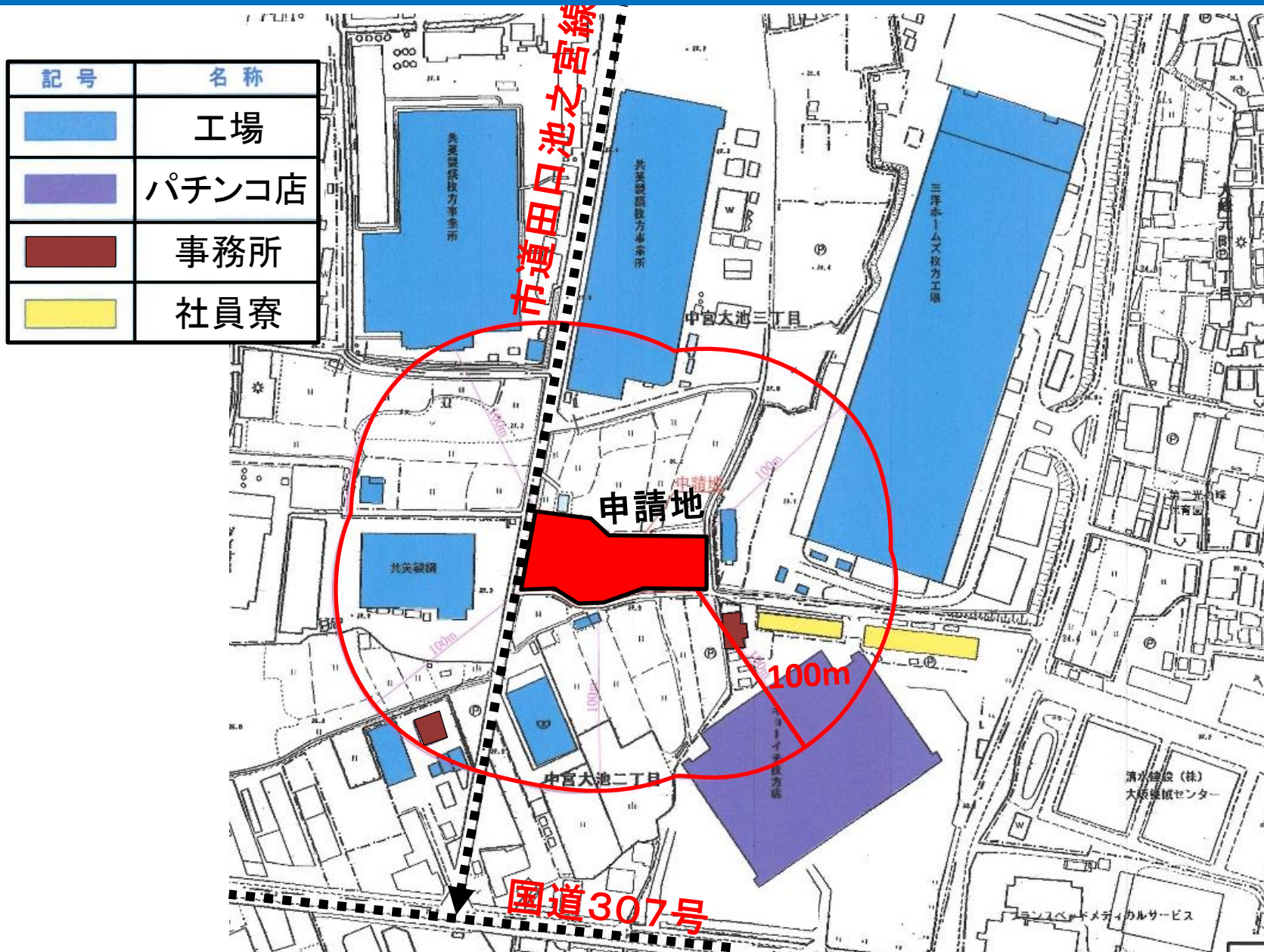
3. 周辺の土地利用



- 凡例 -

用途地域			
一低	第一種低層住居専用地域	近商	近隣商業地域
二低	第二種低層住居専用地域	商業	商業地域
一中	第一種中高層住居専用地域	準工	準工業地域
二中	第二種中高層住居専用地域	工業	工業地域
一住	第一種住居地域	工専	工業専用地域
二住	第二種住居地域	調区	市街化調整区域
準住	準住居地域		

3. 周辺の土地利用



3. 周辺の土地利用

報6



4. 周辺環境への配慮～生活環境影響調査～

報6

調査項目	①施設の稼働に伴う影響			②運搬車両の走行に伴う影響		
	現況値	予測値	環境保全 目標値	現況値	予測値	環境保全 目標値
大気質(mg/m ³) 粉塵	0.10	0.10	0.10	—	—	—
大気質(mg/m ³) 二酸化窒素	—	—	—	0.016	0.016	0.06
大気質(mg/m ³) 浮遊粒子状物質	—	—	—	0.014	0.014	0.10
騒音(dB)	72.0	72.0	70.0	69.0	69.0	70.0
振動(dB)	44.0	49.0	70.0	46.0	46.1	70.0

注)複数の調査地点のうち、予測値が最大となった値を採用

4. 周辺環境への配慮～地元説明会～

報6

日時	令和4年10月13日(金) 18:00～19:00
場所	枚方市立津田生涯学習市民センター (枚方市津田北町2丁目25番3号)
主催者	事業者
出席者	近隣企業の社員 計2名
内容	計画の説明 質疑応答

5. 特定行政庁として許可できると判断する理由

報7

1. 当該敷地における用途地域は**工業専用地域**に指定されており、周辺地域についても工業系土地利用が図られている。また、「枚方市都市計画マスタープラン」では、中南部地域の工業集積ゾーンに位置し、主として工業などの産業の集積を図る地域としており、住宅系の用途地域からも約370m離れた立地であることから、**都市計画上支障がない**と判断できるため。
2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可手続きにおいて必要となる**生活環境影響調査**の結果、本計画による周辺環境への影響は軽微であると評価できるとの調査結果が得られているため。

令和5年2月頃 大阪府都市計画審議会



建築基準法第51条ただし書の規定による許可

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可



設置工事を経て、運用開始

4. 周辺環境への配慮～生活環境影響調査～ (補足資料)

【凡例】

- 計画施設稼働時寄与騒音予測結果
- 既存施設稼働騒音レベル
- ◎ 将来騒音レベル

【No.2】

- 44.1dB(A)
- 72.0dB(A)
- ◎ 72.0dB(A)

【No.1】

- 52.4dB(A)
- 63.0dB(A)
- ◎ 63.4dB(A)

【騒音源】

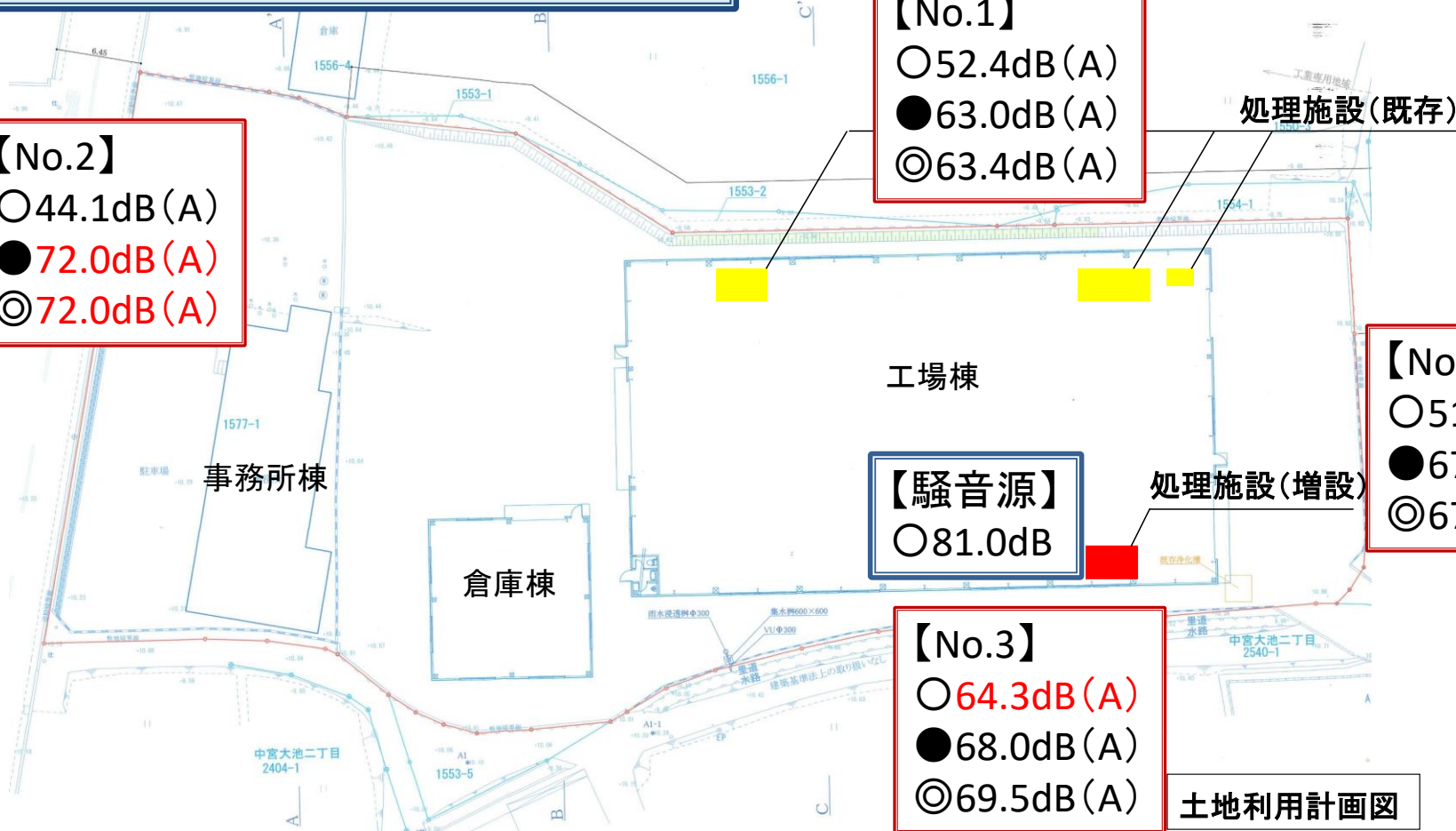
- 81.0dB

【No.3】

- 64.3dB(A)
- 68.0dB(A)
- ◎ 69.5dB(A)

【No.4】

- 51.2dB(A)
- 67.0dB(A)
- ◎ 67.1dB(A)



土地利用計画図

生活環境影響調査 - 施設の稼働に伴う影響 -

大気質(粉塵)

(単位:mg/m³)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点①(北側敷地境界)	0.043	0.06	0.1
地点②(西側敷地境界)	0.10	0.10	
地点③(東側敷地境界)	0.043	0.06	
地点④(南側敷地境界)	0.043	0.07	

騒音

(単位:dB)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点①(北側敷地境界)	63.0	63.4	70.0
地点②(西側敷地境界)	72.0	72.0	
地点③(東側敷地境界)	68.0	69.5	
地点④(南側敷地境界)	67.0	67.1	

生活環境影響調査 - 施設の稼働に伴う影響 -

振動

(単位: db)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点①(北側敷地境界)	46.0	46.6	70.0
地点②(西側敷地境界)	46.0	46.1	
地点③(東側敷地境界)	44.0	49.0	
地点④(南側敷地境界)	47.0	47.8	

生活環境影響調査 - 運搬車両の走行に伴う影響 -

大気質(二酸化窒素)

(単位: ppm)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点A(市道田口池之宮線)	0.016	0.016	0.06
地点B(府道枚方交野寝屋川線)	0.016	0.016	
地点C(国道307号線)	0.016	0.016	
地点D(国道307号線)	0.016	0.016	

大気質(浮遊粒子状物質)

(単位: mg/m³)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点A(市道田口池之宮線)	0.014	0.014	0.1
地点B(府道枚方交野寝屋川線)	0.014	0.014	
地点C(国道307号線)	0.014	0.014	
地点D(国道307号線)	0.014	0.014	

生活環境影響調査 - 運搬車両の走行に伴う影響 -

騒音

(単位:dB)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点A(市道田口池之宮線)	64.0	65.0	65.0
地点B(府道枚方交野寝屋川線)	67.0	68.0	70.0
地点C(国道307号線)	69.0	69.0	
地点D(国道307号線)	69.0	69.0	

振動

(単位:dB)

予測地点	現況値	予測値	基準値
地点A(市道田口池之宮線)	46.0	46.1	70.0
地点B(府道枚方交野寝屋川線)	44.0	44.1	65.0
地点C(国道307号線)	39.0	39.1	70.0
地点D(国道307号線)	45.0	45.1	

【建築基準法施行令（抜粋）】

（位置の制限を受ける処理施設）

第一百三十条の二の二

法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ **産業廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設**

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第一百三十条の二の三

法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は**工業専用地域**内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築増築又は用途変更（第六号に該当するものを除く。）

一日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ **廃プラスチック類の破碎施設 六トン**

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 一トン

ヌ 産業廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 百トン

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）】

（産業廃棄物処理施設）

第七条

法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

七 **廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの**